

郡山光風学園のあり方について（意見答申）

福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
令和3年2月26日

◆ はじめに

福島県社会福祉審議会では、平成28年6月に「県立社会福祉施設のあり方専門分科会」を設置し、県立社会福祉施設の役割やこれからの方向性について調査審議を行い、県に対して同年10月に意見を具申した。

県では当審議会の意見を踏まえ、同年12月に県における今後の見直しの方向性を対応方針として取りまとめた。その中で、郡山光風学園については、「今後の入所児童数の見通しや地域へのサービス提供の方法、特別支援教育との連携方法等を踏まえ、将来的な施設のあり方について検討していく。」としており、令和2年11月、県から当審議会に対して諮問がなされた。

1 郡山光風学園のあり方検討の背景

(1) 郡山光風学園の概要

郡山光風学園（以下「学園」という。）は、児童福祉法第42条に、「障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。」と、また同法第42条第1号に、「一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与」と規定される福祉型障害児入所施設（主たる対象：聴覚障がい児）である。

学園は、昭和24年（1949年）、福島県盲学校郡山分校寄宿舎を児童福祉法に基づく盲ろうあ施設に転換し設置され、昭和49年（1974年）に現在地に定員110名で新築・移転、平成20年（2008年）に定員を20名に変更した。

平成20年9月からは、県中児童相談所一時保護所が学園施設の一部に設置されているが、今後県中児童相談所の新築移転に合わせて移転する予定である。

(2) 聴覚障がいに関する社会情勢等の変化

ア 法制度の改正等

平成24年に「児童福祉法」が改正され、従来、知的障害・盲ろうあ・肢体不自由・重症心身障害等、各障害種別毎に分かれていた障害児施設のサービス体系について、通所・入所の利用形態別に一元化され重度障がい児への対応の強化が図られ、主たる対象とする障がい種別以外の障がい児を受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援が提供されることとなった。

イ 本県における聴覚障がい児支援の状況

本県では、聴覚障がい児を早期に発見し、早期に支援を開始するため、平成16年から新生児聴覚スクリーニング検査を実施してきた。

幼少期から聴覚障がいによりコミュニケーションが阻害されると、対人関係や社会性、様々な認知機能の習得、学校における学習や集団生活、その後の自立や社会参加への影響が懸念されることから、手話や口話法の習得と合わせて、音に対する意識を身につけていくことがその後の言語発達に重要であるといわれている。

言語発達には、聴覚障がいを早期に発見・診断し、治療及び療育を早期に開始することが重要であることから、平成29年度からは全市町村で検査費用について助成を行うとともに、検査結果を把握することで多くの市町村が検査後の支援を行っている。

検査は、令和2年度現在、32医療機関で実施可能であり、県内で分娩が可能な33施設中31施設で検査可能と、ほぼ全ての新生児が誕生直後の段階で検査を受けることのできる体制が整い、早期発見により、人工内耳や補聴器等装具の幼少期からの利用が進むことで、家庭や地域での療育が可能となってきている。

幼少期は家庭や地域で過ごすことで親等との愛着が形成され、その後の人格形

成や社会性を育む上で重要な時期でもある。

聴覚支援学校では、本校（郡山）及び福島校・会津校・平校の3分校に幼稚部・小学部を設置し地域での特別支援教育を実施するとともに、就園・就学前から児童・保護者の教育相談を実施し、就園・就学に向けた支援を行っている。また、各市町村教育委員会では、小・中学校への柔軟な難聴学級の設置（令和2年度は小学校8校、中学校4校）や通級指導を実施しており、幼児から小・中学校の時期の教育を自宅等からの通学により受けることができる。なお、聴覚支援学校の中学部・高等部は郡山の本校にのみ設置されていることから、通学の困難な児童は寄宿舎を利用することで同校での教育を受けることができる。

ウ 郡山光風学園の現状（入所児童及び施設の状況）

平成18年度に16名であった学園の入所児童数は、平成19年度に9名まで減少、平成26年度以降は新規入所がなく平成31年度には入所児童が1名となった。現入所児童は聴覚支援学校高等部3年に在籍し、令和3年3月には、聴覚支援学校卒業とともに学園を退所する予定で、他に新規の入所希望も無いことから、令和2年3月の福島県子育て支援推進本部会議において令和3年4月以降、学園を休止すると決定された。

〈入所児童数の推移（年度当初在籍数）〉

年 度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 (R1)	2
入所児童数	16	9	8	9	9	7	6	7	7	6	3	3	2	1	1

現在の学園施設は昭和49年に現在地に建築されたもので、築後46年を経過し老朽化が進んでいる。また、当時の入所定員110名に対応する施設規模であり、入所児童が1名の現在、効率的な運営が困難となっている。

なお、学園施設の一部を使用している県中児童相談所の一時保護所は、早ければ令和4年の夏頃には移転する予定である。

エ 聴覚障がい児への今後のサービス提供について

平成11年度から25年度までの学園の新規入所児童12名中11名が知的障がいを伴う重複障がい児であった。

平成24年の児童福祉法改正や、新生児聴覚スクリーニング検査による聴覚障がいの早期発見と早期支援開始により、聴覚障がいのみで施設入所サービスを利用する児童は減少し、一方、知的障がいについての支援が必要な重複障がい児は、知的障がい児を主たる対象とする施設サービスの利用が可能となってきた。

〈県内の福祉型障害児入所施設（主たる対象：知的障がい児）〉

施設名	大笹生学園	桜ヶ丘学園	白河めぐみ学園	白河こひつじ学園	ばんだい荘わかば	原町学園	東洋学園児童部	入所支援事業所アルバ
所在地	福島市	石川町	西郷村	西郷村	猪苗代町	相馬市	いわき市（仮設）	郡山市

オ 聴覚障がい児支援における今後の課題

先天性の聴覚障がい児について、新生児聴覚スクリーニング検査による早期診断が可能となるに伴い各種支援の早期対応が図られてきている一方、中途失聴児への対応の充実が望まれる。

後天的な難聴により小学校入学後に難聴が発見される場合、それまで補聴器無しで過ごしてきたことから、改めて補聴器を装用することへの抵抗感や必要性を感じないなど、常时装用に結び付きにくい場合がある。

片方の耳の聞こえに問題がある一側性難聴の場合、生活上の不便が比較的少ないこともあり気づきにくく、我が子の障がいを認めたくない、あるいは子供の障がいに責任を感じる心情を持つ親等もいる。

先天性、後天性に関わらず、軽度・中等度難聴児の親は難聴を認めるまで時間がかかり、補聴器をつけることに抵抗感を持つ人もおり、親等に対し子供の障がいとの関わり方や将来の見通しなどの丁寧な説明や、地域の親の会や支援者など親等を支える人たちとの繋がり形成が必要である。

次に、聴覚障がいと他の障がいの重複障がい児の場合、生活訓練を必要とする障がいを主たる対象とする施設サービスを受けることが可能となっているが、これまで聴覚障がい児へのサービス提供経験の無い施設においては、コミュニケーションに支障が生じる懸念もあるため、施設職員が手話研修を受講するなど、コミュニケーション能力の向上を図ることも必要である。

また、聴覚支援学校では、現在、幼稚部及び小学部が福島、郡山、会津、いわきの4方部に設置されているが、本県の広域性に鑑みれば、県内あらゆる地域からのアクセス性は必ずしも良好とは言いがたい。各市町村においては、難聴学級等を柔軟に設置しているが、必要に応じて聴覚支援学校における専門的な教育を受けることのできる環境の整備が必要である。

更には、これら課題については、各機関がそれぞれに取り組むだけでは解決することが困難であり、医療・福祉・教育・行政・地域が協力し、相互に情報の共有と連携の強化を図る必要がある。

2 休止後の郡山光風学園のあり方について

休止後の学園のあり方については、今後の入所希望児童の無い状況及び施設の老朽化等を考慮すれば、廃止することが適当であり、その時期としては、現在学園施設の一部を使用している県中児童相談所一時保護所が令和4年度中に移転した後は無人となることから、令和3年度末とすることが適当である。

出生直後に聴覚スクリーニング検査が行われることで聴覚障がいの早期発見が可能となり、幼少期から人工内耳や補聴器等を使用することで、言語発達やコミュニケーションの発達が促され、療育支援を受けながら家庭や地域での生活が可能となってきた。

また、聴覚支援学校の本校・分校が県内4方部で専門的な教育を行うほか、聴覚障がいの状況に応じて、地域の小・中学校において難聴学級の設置や、通級指導による教育が行われており、地域の学校での教育が可能となってきた。

福祉サービスについては、児童福祉法の改正により、知的障がいとの重複障がい等障がいの状態に応じてより適切なサービスを受けられるようになってきた。

医療・教育・福祉環境の整備に伴い、施設入所需要が減少してきた中で、新規の入所希望が無く、令和3年4月より入所児童がいなくなる本学園については、速やかに廃止することが県の財政負担の軽減と財源の有効活用にもつながると考えるが、令和4年度に県中児童相談所一時保護所が移転するまでは施設の維持管理が必要であることから、令和3年度末が廃止の時期として適当と考える。

◆ むすびに

本答申は、これまで郡山光風学園が果たしてきた役割や現況を鑑み、本県における聴覚障がい児に対する医療・福祉・教育等の状況の変化、特に新生児聴覚スクリーニング検査の実施状況、検査後の早期支援開始と環境整備等により、必ずしも施設入所によらず、家庭や地域で生活することが可能となってきたことなどを踏まえ、今後、聴覚障がい児へどのようなサービス提供が望まれるかとの観点から審議し、休止後の施設のあり方について提言したものである。

聴覚障がい児の支援においては、例えば人工内耳については、手術後すぐに聞こえるようになるものではなく、小児の場合、どのように聞こえているかを正しく説明することが難しいことも多く、専門的できめ細やかな機器の調整やリハビリテーションを根気強く続けていくこととなる。就学後も、児童により異なる聞こえの状況に応じた授業や、通常学級に通う聴覚障がい児については、周りの児童の聴覚障がいへの理解が必要であり、各関係機関が継続的に支援を行っていく必要がある。

県においては、本答申の提言を踏まえ、今後の聴覚障がい児への支援体制が更に充実したものとなるよう、医療・福祉・教育機関や市町村、地域が連携して支援に取り組む体制整備を進めていく必要がある。

本答申が、本県における障がい児福祉の向上と、より質の高いサービスの提供に貢献できれば幸いである。

◆ 委員名簿

氏名	所属	備考
篠原 清美	福島県民生児童委員協議会	
安齋 節子	福島県保育協議会	
吉川 三枝子	福島県婦人保護推進会	
原 寿夫	福島県医師会	
板垣 俊太郎	福島県立医科大学健康管理センター神経精神医学講座	
鎌田 真理子	医療創生大学教養学部	分科会長
原野 明子	福島大学人文社会学群人間発達文化学類	副分科会長
倉持 恵	福島県弁護士会	
三保 恵一	福島県市長会	
遠藤 恵美子	福島県婦人団体連合会	
松枝 智之	公募委員	

◆ 審議経過等

開催日	会議名等	内容
令和2年11月18日	福島県社会福祉審議会 第1回児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・「郡山光風学園のあり方」諮問 ・郡山光風学園の現状及び施設のあり方の検討
令和3年2月25日	福島県社会福祉審議会 第2回児童福祉専門分科会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・郡山光風学園のあり方（意見答申）（案）について
令和3年2月26日	郡山光風学園のあり方に係る意見答申の提出	